様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年 9月 5日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）きょうとでんききかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 京都電機器株式会社  （ふりがな）こにし　ひでと  （法人の場合）代表者の氏名 小西　秀人  住所　〒600-8186  京都府 京都市下京区 東洞院通上珠数屋町上る富田町３８２番地  法人番号　1130001019471  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年 3月 3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ サイトマップ ＞ DX推進の取り組みについて  　https://www.kdn.co.jp/site/digitra.php  　「1. はじめに」および「2. DX推進の基本方針」 | | 記載内容抜粋 | ①　記載内容抜粋 京都電機器は、デジタルトランスフォーメーション（DX）を通じて、業務効率化や更なる顧客満足度の向上を目指しています。当社が掲げている経営方針・社是の先には、変化や多様化の進む現代のなかで持続可能な成長を意識したDXの取組が必要不可欠です。  HP「DX推進の取組」内「1. はじめに」より  人口減少といった社会背景のなか、人材確保に関する課題はますます顕在化しており、これから業務の効率化や省人化が必須であることは、現場から経営層まで全員が実感を伴って問題意識として感じています。ですが同時に、これらの課題解決・DX推進に取り組む上では【優先順位の整理】や【本質的な課題の特定】が不可欠です。  HP「DX推進の取組」内「2. DX推進の基本方針」より | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　意思決定機関の決定に基づいていることの説明 当社は取締役会非設置会社のため、取締役会に準ずる意思決定機関である代表取締役及びDX推進担当にて構成する会議にて内容を決議承認のもと、ホームページに公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年 3月 3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ サイトマップ ＞ DX推進の取り組みについて  　https://www.kdn.co.jp/site/digitra.php  　「1. はじめに」および「2. DX推進の基本方針」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社はDXを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、その推進において「データドリブンであること」を基本方針とします。  （中略）  「データドリブン」という考え方は、客観的なデータや合理的な根拠を元に意思決定をするものです。手あたり次第の業務改善の試行錯誤や、新たなツールや技術の登場に対して闇雲に活用しようとするのではなく、データの利活用を考え方のベースとすることが大切です。  （中略）  DXの観点からもデータや合理性を元に費用対効果を多角的に検討することが各取組においては重要な点となります。ここには費用・業務時間・安全面などの明確に数値化できるデータのみならず、スキルやモチベーション、顧客満足といった質的なデータの可視化も含まれています。データの一元管理に合わせて、今後もより一層のデータとしての可視化にも取り組むことで、それぞれのDXの取組を「データドリブン」の基本方針のもとで推進してまいります。  具体的な方策として、まずは現場業務における実態を「見える化」し、データを基にした改善サイクルを回せる仕組みを構築します。そのために、業務のどこでどれだけ時間やコストが発生しているのかを定量的に把握し、作業プロセスの最適化や負荷分散につなげることが重要です。さらに、調達から製造・出荷までの一連のデータを連携させることで、部品の過剰在庫や工程間の停滞といったロスを最小化につなげていきます。この実現に向けて、現場で収集したデータをクラウドベースで集約し、基幹システムと連携させる仕組みを導入します。たとえば、製品や工程ごとの作業時間を管理する仕組みとしてkintoneを活用し、収集データを基幹システムへ連動させることで、現状の分析や将来の改善施策に生かします。また、発注実績や生産ステータスのデータを用いた需要予測や在庫最適化により、コスト削減にも取り組んでいきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　意思決定機関の決定に基づいていることの説明 当社は取締役会非設置会社のため、取締役会に準ずる意思決定機関である代表取締役及びDX推進担当にて構成する会議にて内容を決議承認のもと、ホームページに公表しています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取り組みについて  　「4. 推進体制について」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社では「情報化推進委員会」を設けています。部門長が任命した委員が８つの各部門から１名ずつ、そして、情報管理課の１名で構成されております。「情報化推進委員会」では定期的な各部署でのDX関連の情報共有を行い、全社として横断的に現場における具体的なDX推進の足並みが揃えられるように取り組んでいます。なお、具体的なDXの技術的なサポート面では情報管理課が主体となっており、更なるサポート体制の充実を展望としています。  また、kintoneに限らない様々な勉強会や情報収集の実施を組織的に推し進めていることも含めて、DX人材としての全社的な育成に継続して注力します。特に採用面については多様化の時代に則した背景にとらわれない広い戦略のもとでDX人材の確保への視点を持って取り組んでいます。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取り組みについて  　「2. DX推進の基本方針」および「3. 具体的なDX推進の取組」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は柱となるパワーエレクトロニクス事業とオプトエレクトロニクス事業とそれらをつなぐデジタル制御技術分野を中心とした知識や経験の着実な蓄積はもちろん、社内での書類管理・品質管理・在庫管理といった業務の基幹を支えるドキュメントのペーパーレスによるデータ化、また、追加するデータの入力作業の自動化補助なども早期に取り組み、幅広い意味でのデータの一元化に努めてまいりました。  HP「DX推進の取組」内「2. DX推進の基本方針」より  たとえば、手書きで記録していた検査情報を、タブレット端末に直接入力、リアルタイムでのデータ化はもちろん、PDFとして取引先とやり取りができるように仕組みづくりを実施した事例や、展示会で情報収集をしたうえで社内・社外でのシステム強靭化を実施した事例などがあり、これらは部門目標として設定されたなかで達成したものであります。  （中略）  今後の展望としましては、AIを活用する中での、社内FAQ構築や在庫管理におけるリードタイムの課題解決などにも目標の範囲を広げていくことを計画しており、適切なタイミングでの適切な目標管理を継続してまいります。  HP「DX推進の取組」内「3. 具体的なDX推進の取組」の「DX推進に資する目標管理」より  当社ではノーコード／ローコードツールである「kintone」を積極的に活用しており、業務上ただ自由に利用できる環境を整えるのみには留めず、実課題の解決につなげるべく各人を支える動きをとっています。  具体的には、業務改善提案発表会とは別途、kintoneに関する社内アイディアソンを年に一回実施しており、DXスキルを身に着ける成長と実践の機会を設けています。なお、デジタル技術に関する面だけでなく、伴う変革に関する面でのスキル向上にも資する点が特長です。これは、当社ではkintoneを取引先と共に活用している場面があり、複数の立場が関わる図面管理・リアルタイムでの連絡といった運用上の変革にも実際につながるためです。特に、始めにkintoneを導入した際には、大きな運用の変化がありましたが、関わる取引先の皆さまから運用が改善し喜びのお声をいただけ、継続的にkintoneを活用できている点はより一層の全社的なDXスキル向上につながっています。  また、DXスキルの向上を推進する上で、内製化についても意識的に取り組んでいます。これは過去に社内専用の情報管理の仕組みの中で部品の検索についてチャットボットシステムを内製化できた実績から、新たな技術の活用の際には、費用面・人材スキル面の両面でのメリット検討の重要性を組織として認識できている点があります。  HP「DX推進の取組」内「3. 具体的なDX推進の取組」の「DXスキルの向上や内製化」より |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年 3月 3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ サイトマップ ＞ DX推進の取り組みについて  　https://www.kdn.co.jp/site/digitra.php  　「3. 具体的なDX推進の取組」の「DX推進に資する目標管理」および「4. 推進体制について」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社では四半期ごとに部門ごとに目標管理を行っております。その中に必ず業務効率化やデジタル化に関する目標を含めるようにしています。  （中略）  また、部門目標ではありつつも、部門を横断して協力し合って設定・達成できるように経営面からも支持・評価を行っており、それぞれが機能し合うように取り組んでいます。特に、目標設定においては、人事評価制度とも連動しつつ、社内での業務改善提案発表会から自発的な勉強会まで、横断的で双方向性のあるコミュニケーションのなかで、課題特定が合理的にデータドリブンで行われるように仕組み化をしています。  HP「DX推進の取組」内「3. 具体的なDX推進の取組」の「DX推進に資する目標管理」より  なお、各取組の達成度に対する指標につきまして、目標管理に関しては各部門での目標設定した行動が達成できたかどうか（課題業務の時間削減・社内外での協力体制のなかで実施できたか・業務上のストレスが軽減されたか等）を、DXスキルの向上や内製化に関しては、直接関連する検定・資格取得や直接の代替となる業務内製化といった点はもちろんですが、全社的にDXスキルが向上しているかアンケート・ヒアリングなどから定量・定性の両面で定期的に比較することで、組織の仕組みとして適正に評価をしていく所存です。  HP「DX推進の取組」内「4. 推進体制について」より |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 3月 3日 | | 発信方法 | ①　DX推進の取り組みについて  　当社ホームページ トップ ＞ サイトマップ ＞ DX推進の取り組みについて  　https://www.kdn.co.jp/site/digitra.php  　「5. 代表挨拶　DX推進に向けて」 | | 発信内容 | ①　昨今、いずれの業界においても、少子化による人材不足、品質向上と価格競争などの問題に直面していることを日々感じています。当社では、そのような問題を克服して、かつ、業務課題の解決や更なる顧客満足を実現するべく、これからもDX推進について積極的に継続してまいります。  当社の社是として掲げております「誠実であれ」「積極的であれ」「創造的であれ」「協調性を持て」「情熱的であれ」を常に心に留め、3年後、5年後、そして続く物心両面での幸せや社会貢献に向けて全社員が一丸となって取り組んでいます。変化の大きな時代において、スピーディかつ継続的に成長していくことは大きな課題でもありますが、同時に大きな可能性でもあります。「無限の可能性を信じ」「高品質の製品とサービスを提供し続ける」という経営理念は、まさにDXの考え方に通ずるものであり、これからの時代を共に生き抜いていくためにDXの取組はますます重要になると考えております。  一括りにDXと申しても、実際に行動につなげていくためには、組織としての仕組みと一人ひとりが主体性を持つことの、両面から推進していくことが重要です。当社では、社是を超えて挑戦や協力、社員同士が信頼し合う風土があり、多様なバックグラウンドを持つ社員が活躍する好環境に恵まれております。活発な意見交換が自発的に行われる場面もあり、組織としての体制編成と相乗効果が生まれ、新たなデジタル技術の活用へとつながったという動きもあります。  このようなDXに対する取組の継続はもちろん、これからの新しい取組も、取引先の皆さま、社員、ご家族の皆さま、引いては広く社会全体への貢献となることを確信しております。今後とも私たち京都電機器をよろしくお願いいたします。  代表取締役社長　小西 秀人 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 1月頃　～　2025年 3月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 3月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。